

年金受給者の皆様

伊藤忠連合企業年金基金

個人番号制度（マイナンバー制度）に係る弊基金の対応について

報道等でご承知のとおり、平成28年1月から税分野での個人番号制度（以下、『マイナンバー制度』といいます。）がスタートいたします。

当該マイナンバー制度の導入により、現在お受取りの企業年金に関しましては、支払者が税務署等へ提出する源泉徴収票等に受給者様のマイナンバーを記載する必要があります。そのため、弊基金は受給者様からマイナンバーをご提出いただく必要がありますが、受給者様の郵送手続き等のご負担を軽減するため、マイナンバーの収集業務を企業年金連合会に委託（※）することといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、弊基金にて管理しております受給者様の住所と住民票の所在地が相違しているなどの事情により、企業年金連合会からマイナンバーを収集できない場合には、弊基金から再度ご連絡を差し上げますので、お手数ではございますがマイナンバーのご提出をお願いいたします。

（※）企業年金連合会とは、昭和42年に厚生年金保険法に基づき厚生年金基金の連合体として設立され、平成16年の法律改正により現在の企業年金連合会となりました。主に、企業年金制度を短期間で脱退した方に対する年金給付を一元的に行い、企業年金間の年金通算事業を行っています。企業年金基金が、受給者様のマイナンバー収集業務を企業年金連合会に委託することは、法令によって認められております。なお、企業年金連合会より取得したマイナンバーにつきましては、源泉徴収票等作成事務において使用いたします。

上記ご賢察の上、弊基金の対応方針についてご理解賜りますようお願い申し上げます。